

第6期雲南市障がい福祉計画（案）及び第2期雲南市障がい児福祉計画（案）に関する  
パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
1	【意思疎通支援事業】 視覚と聴覚の両方に障害のある方への 情報保障、支援事業をしてください。	視覚と聴覚の両方に障がいのある方のコミュニケーション支援は重要であることから、P71「意思疎通支援事業」に、以下の下線部のとおり追記します。  「 聴覚、言語・音声機能等の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等をはじめ、市に手話通訳者を配置し、意思疎通の円滑化を図ります。 <u>また、障がい特性に応じた障がい者が必要とするコミュニケーション手段の普及を図るため、点字、指点字、手話、要約筆記等を市民が習得等</u> <u>できるよう、関係機関と連携しながら支援します。</u> 」

また、以下のとおりご意見をいただきましたが、ご意見の内容は今回改訂しない「第3章 雲南市障がい者計画」に係る内容でした。現時点における市の考え方は以下のとおりですが、3年後の計画策定の際の参考にさせていただきます。

No.	意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
1	視覚障害者に対する生活訓練にかかる 支援の拡大してください。	中途失明者生活訓練事業につきましては、島根県が実施しています。 視覚障害者に対する生活訓練は重要ですので、引き続き、島根県と連携して 視覚障害者の生活訓練が円滑に実施されるよう支援します。
2	視覚障害者に対する歩行訓練士を増員 してください。	
3	成人向けの広汎性発達障がいにかかる 相談・支援機関（窓口）を設置してくだ さい。	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ、島根県立心と体の相談セン ター、相談支援事業所または市役所長寿障がい福祉課にご相談ください。

No.	意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
4	発達障がいにかかる医療費支援をしてください。	自立支援医療（精神通院医療）の対象になる場合がありますので、主治医にご相談ください。
5	社会福祉法人が行う、障がい者福祉施設のバリアフリーのための改修に係る費用を助成してください。	国による助成制度がありますのでご活用ください。
6	市のホームページを障がい者にも見やすく、かつ、充実させてください。	ウェブアクセシビリティに準拠したホームページにつきましては、「JIS X8341-3」規格の達成等級 AA に対応することを目標に取り組んでおり、拡大文字やコントラストは、既に等級 AA を取得しています。今後も継続してウェブアクセシビリティの維持、向上に向け取り組みます。 また、障がい者支援に関するホームページの充実に努めます。
7	市民バスにノンステップバスを導入し、バリアフリー化してください。	市民バス車両 27 台のうち、24 台にステップ付き車両もしくは低床車両を導入し、バリアフリー化を進めています。
8	公共施設に多目的トイレを設置・増設等、バリアフリー化してください。	公共施設においては、段差の解消、手すりや多目的トイレの設置等、順次整備しています。
9	雲南市立病院に小児発達専門外来を設置してほしい。	現在、当院には小児神経専門医の常勤医師がおり、小児神経専門外来を週 2 回行っています。この小児神経専門外来で小児の発達についても対応しています。
10	障がい者が自宅をバリアフリーにするための改修工事の助成をしてほしい。	県や市等が行う助成制度の対象になる場合がありますのでご活用ください。 なお、バリアフリー改修への助成制度には次のものがあります。 ・しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業（島根県建築住宅センター） ・重度身体障害者を対象とした住宅改修費給付事業（長寿障がい福祉課） ・空き家改修事業（うんなん暮らし推進課） ・三世代同居促進支援事業（うんなん暮らし推進課） ・介護保険住宅改修費支給（長寿障がい福祉課）